

## 1. 概要

- ・使用料および手数料等（以下、「使用料等」という。）の料金設定に当たっては、提供する行政サービスは「利用する特定の者が利益を受けるもの」であることから、**利用する者と利用しない者との立場を考慮した「市民負担の公平性」を図ることが必要。**
- ・おおむね3～5年の間隔で、全庁的な見直しを実施している。
- ・直近3年間の経費の実績を基に算定する方法（**実績反映型**）を採用。
- ・草津市行政経営改革プラン（R3～R6年度）のとおり、**R4年度に使用料等の全庁見直し、R5年度から使用料等の改訂**を行う。

## 2. 基本の考え方

- ①利益が広く市民に及ぶものか、ある特定の者のみに及ぶものか
- ②民間等との競争的サービスか
- ③公営企業的サービスか
- ④代替施設があるか

➡ ①～④等に着目し、使用料等の性質を次のとおり整理

- A** 利益が特定される企業的なサービスで、利用者の負担によって必要な経費を賄うべきもの
- B** 利用（受益）している時間またはサービスの処理に要する時間に応じて必要な経費について、負担を求めるもの
- C** 公益性や、国・県基準を考慮し、負担を求めるもの

➡ 維持管理費や1件（1人）当たりのコストを基準としつつ、**利用形態や類似施設とのバランス等を考慮して算定。**  
 その他、特別な事情がある場合を除き、**現行料金の1.5倍までの改定**を上限とする**激変緩和措置**を設けている。

| 区分 | 具体例                        | 所要経費と使用料等との関係   |
|----|----------------------------|---|
| A  | 広告掲載料<br>駐輪場使用料<br>軽自標識弁償金 | 現在の利用状況をベースに所要経費を回収することの可能な料金とする。                     |
| B  | 会議室使用料<br>諸証明発行手数料         | 所要経費をベースに算定するが、利用し、受益している時間に直接必要な経費を回収することを考慮した料金とする。 |
| C  | 社会体育施設使用料<br>開発行為許可等手数料    | 所要経費をベースに算定するが、公益性や国県等の基準を考慮した料金とする。                  |

※「指定管理者制度（利用料金制）の更新時期に見直すもの」、「審議会や経営計画等により別途決定するもの」、「その他別途協議により対応するもの」は今回の見直し対象外とする。

## 3. H29年度の見直し状況

行政の一貫性の観点から、基本的には**前回（H25）の見直しの考え方を踏襲**。

| 見直し検討対象 | 件数         |
|---------|------------|
| 見直し検討対象 | <b>136</b> |
| 引上げるもの  | 15         |
| 引下げるもの  | 4          |
| 据え置き    | 117        |

### 主に考慮した事項

- ・R1年10月に消費税率引き上げ（8%⇒10%）の影響を転嫁できるよう、消費税の課税対象と課税対象外の経費に分けて積算を行った。

## 4. 今年度の見直しについて

今年度の見直しについても、基本的には**過去の見直しの考え方を踏襲**するが、次の事項について考慮するものとする。

### ①新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、R2・3年の施設の維持管理費（光熱水費等）がコロナ禍前に比べて、抑制されている場合は、原則、その**影響が出る前の実績**に応じて積算する。

（例）貸館使用料など、R2年度とR3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、営業日が少なく、例年に比べ維持管理費がかかっていない場合は、その前のH29年度からR1年度の実績から積算する。

### ②消費税率の影響

R1年10月から消費税率10%となっていることに留意し、直近3年間の実績（R1～R3年度）に基づき積算する場合は、R1年度4月～9月までの実績のうち、軽減税率が適用されるものを除いては、消費税率を10%とし積算する。

### ③会計年度任用職員制度の影響

R2年度から会計年度任用職員制度へと移行したことにより、人件費の増加・会計年度任用職員が担う業務範囲の変更等が生じていることに留意し、人件費については、R3年度の実績に基づき積算する。